

仕様書

1 事業名

令和8年度東三河防災啓発イベント開催事業委託（防災協働社会連携推進事業）

2 事業の目的

愛知県における今後30年以内の南海トラフ地震の発生確率は、政府地震調査研究推進本部によると地震発生間隔と隆起量データを用いた計算方法からは「60～90%程度以上」、発生間隔のみを用いた計算方法からは「20～50%」と、いずれのデータも「IIIランク」（高い）とされている。

また、東三河地域内の市町村は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定され、南海トラフ地震による大きな被害が想定されているため、さらなる防災力向上を図る必要がある。

そこで、あいち県民の日である令和8年11月27日（金）に合わせ、子どもやファミリーを対象として消火、救出などを学ぶ防災啓発イベントを実施し、サポートスタッフとともに震災時に必要な技能や知識を身につけてもらうことで、県民の防災知識の向上を図る。

3 契約期間

契約締結日から令和9年1月29日（金）まで

4 事業の概要

消火、救出などを学べる防災啓発イベント

（1）主催

愛知県東三河総局

（2）開催日時

令和8年11月27日（金）午前9時から午後4時まで（予定） 雨天決行

（3）会場

豊橋総合動植物公園のんほいパーク内 憩いの広場（豊橋市大岩町大穴1-238）

5 委託業務内容

防災啓発イベント当日の会場設営をはじめ、当日のイベント運営、当日までの広報活動及びサポートスタッフの募集並びに事前説明会を実施する。

（1）想定する開催内容

ア イベントは屋外で行うものとする。

ただし、雨天時は屋根付きの場所を一部使用した上で、規模を縮小して開催する。

イ 防災・消防に関する技能又は知識を習得できるプログラムを用意すること。

ウ 必須プログラムとして「消火」を体験出来るプログラム及び「救出」を体験出来るプログラムを用意すること。

なお、プログラムに水を使用する場合は、屋外水栓から供給される上水道を必要最低限使用することは可能とする。

エ 可能な限り複数のプログラムを体験できるようにすること。

ただし、大規模な1つのプログラムによって複数のプログラムを設けることと同等の効果が得られる場合はこの限りではない。

- オ 全てのプログラムを周遊させられるような工夫を凝らすこと。(例：スタンプラリー)
- カ 当日の来場者数を把握できる仕組みを構築すること。
- キ 全てのプログラムを履修した方へ渡す景品として防災啓発グッズを用意すること。
また、必要に応じて配布用の袋を用意すること。
- ク 啓発本部を設置すること。
- ケ 体験方法等を参加者に説明できるようマニュアルを用意すること。

(2) 配置

- ア 豊橋総合動植物公園のんほいパーク「憩いの広場」の範囲に収めること。
(概算利用可能面積約 1,551 m²)
- イ 県、会場施設運営団体と調整の上、各プログラムを周遊できるよう配置すること。
- ウ 来場者の事故や怪我を防止するため、安全確保に十分配慮すること。

(3) 注意点

- ア イベントで必要となる資機材(備品や消耗品)は県と調整の上、受託者が用意すること。
- イ 再委託をしたい場合は、業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を県に提出し、承諾を得た場合に限り可能とする。
- ウ プログラム運営スタッフは原則として受託者が用意し、6に掲げるサポートスタッフを活用すること。
- エ 景品の防災啓発グッズは不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)に抵触しない金額の範囲とすること。
- オ 会場施設の禁止事項を遵守すること。(大きな音が出る物の使用は禁止等)
- カ 受託者が行うプログラムとは別に、県が行う啓発事業に使用するためのテント2張り、長机4台及び椅子4脚を用意すること。
- キ 県以外の防災関係機関からの要望には県と調整した上で出来る限り対応すること。

(4) 会場の設営及び撤去

次に示す仕様を含め、会場の設営及び撤去を行うこと。

- ア 会場の設営・撤去は以下の時間を予定し、会場施設の営業に支障が無いように配慮すること。
なお、詳細は別途調整とする。
また、会場管理者の指示により作業時間が変更となる場合がある。
 - ・入場：11月27日(金)午前7時から午前8時まで(予定)
 - ・設営：11月27日(金)午前7時から午前8時45分まで(予定)
 - ・撤去：11月27日(金)午後4時から午後5時まで(予定)
- イ 設置場所への運搬路が狭路であることに留意すること。
- ウ 安全対策として運搬用車両は園内への進入後は閉園後まで園内特設駐車場に駐車とする。
(施設管理者からの要望により車両による営業中の施設内への入出場は不可)
- エ プログラムから発生するゴミに対応可能な数のゴミ箱を設置するとともに、ゴミの清掃を行うことにより、環境美化に努めること。
また、会場の設営及び撤去、開催期間中に発生したゴミについては受託者において処理すること。
- オ 会場の設営及び撤去にあたっては、時期や資材搬入方法等について、県及び会場施設運

営団体と十分調整を図ること。

カ プログラムを開催するブースをテントにより設置する場合に、1張のサイズはプログラムが実施可能なサイズとし、ウエイトで固定すること。

なお、テントの基本仕様及び柄については来場者に誤解を招かない範囲において特に指定しない。

(5) 運営

ア 緊急時の連絡体制を整備すること。

イ イベント全体を統括する責任者を1名定め、イベント当日に立ち会うこと。

ウ 6に掲げるサポートスタッフには、イベント当日の交通費（1日2,000円を上限とした実費）を支給すること。

エ 参加者及びサポートスタッフに対して、死亡・後遺障害、入院、通院、手術等を補償する保険に加入すること。また、イベントでの賠償責任保険に加入すること。

オ 事前打合せ、事前研修会及び本番の運営に関し監修が必要となる場合には、それに係る経費を負担すること。

(6) チラシ等の作成

ア チラシ（A4判、縦仕様）5,000枚を作成し印刷すること。

イ チラシ以外の印刷物が発生する場合は、必要数を県と協議した上で作成すること。

ウ チラシ、それ以外の印刷物のデザインは、県と協議の上、決定し作成すること。

エ チラシは県が指示した関係機関へ郵送すること。

6 サポートスタッフについて

イベントの運営に関してサポートスタッフ（ボランティア）を活用すること。

また、募集したサポートスタッフは同時に実施する県の啓発事業も活用させることに留意すること。

(1) 募集方法

県と協議の上でサポートスタッフを主体的に募集し、取りまとめること。

(2) 県の指示事項

募集及びサポートスタッフの活動等に関して県が必要と判断した指示には積極的に対応すること。

(3) 事前研修会の開催

ア サポートスタッフ及び関係者を対象に体験型の事前研修会を開催すること。

イ 研修会の開催時期は県と別途協議とする。

ウ 事前研修会は1回以上実施することとする。

また、研修はオンラインによる同時視聴が出来るようにすること。

エ 研修会は、イベント当日と同じプログラムを体験できるようにすること。

オ 研修会は豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市あるいは田原市内のいずれかで行うこと。

また、会場は県と協議の上で受託者が用意し、会場費は受託者の負担とする。

カ 県が承諾した場合は、動画配信プラットフォームを用いてサポートスタッフに自主的に動画視聴させること又はイベント当日の開始前に研修を行うことで、事前研修会に替えることを可能とする。

7 雨天時の対応について

当日が雨天の場合は規模を縮小して開催する。

この場合において、雨天でも実施できるよう可能な限り対策を図ること。

8 イベントの中止について

当日の午前6時の時点で、以下のいずれかに該当する場合は、イベントを中止する。

- (1) 県内の一部又は全域にレベル3以上の警報、暴風警報、「愛知県外海津波」又は「伊勢・三河湾」における津波警報のいずれかが発表され、かつ、県内の一部又は全域に相当規模の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合
- (2) 「愛知県外海」又は「伊勢・三河湾」における大津波警報が発表された場合
- (3) 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合
- (4) 県内で震度5弱以上、県内の一部又は全域に相当規模の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合
- (5) 大規模事故等の発生、気象状況、本県へのJアラートの伝達等により、一部の行事内容を変更又は中止することがある。

9 成果物

次のものを納品すること。

ただし、(4)を除き、別途電子データを納品すること。

また、8の事由により中止になった場合であっても提出すること

- (1) 業務実施報告書 2部（正本1部、副本1部）
本事業の取組について、詳細に明記したもの
- (2) 実施結果報告書【概要版】 2部（正本1部、副本1部）
- (3) パンフレット、マニュアルやチラシ等の制作物
- (4) 本事業実施のため用意した購入資機材のうち県が指示したもの
- (5) 精算内訳書（様式任意、8の事由による事業中止の場合に限る）

10 支払い

事業が完了した後に、精算払いとする。

ただし、7の事由により規模を縮小して開催した場合及又は8の事由により事業が中止になった場合は、当日までに発生した経費について内訳書を提出した上で、県が適当と認めた経費を支払うものとする。

1.1 納入場所

豊橋市八町通五丁目4番地

愛知県東三河総局県民環境部防災安全課

1.2 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本件受託において、著作権、肖像権等の取り扱いには十分注意すること。
- (2) 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場

合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

(3) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

1 3 その他

(1) 本事業の実施にあたっては、県と定期的に会合を持ち、進捗状況の報告、スケジュール等の調整、課題や問題点の解決等について、情報交換及び報告を行い事業の円滑な推進に努めるものとする。

(2) 専任の担当者を設置すること。(当総局の他の委託業務と重複しないこと。)

(3) 個人情報を取り扱う場合は、法令を遵守し、特に細心の注意を払うこと。

(4) その他、本仕様書に定めのない事項は、県と協議のうえ決定するものとする。